

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三春町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

三春町長

公表日

令和3年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送等で通知する。 (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ※別表第二の第17項に係る主務省令は未公布(別表第二における情報提供の根拠):なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2 16の3 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	三春町役場総務課 田村郡三春町字大町1番地2 0247-62-8125
-----	-------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	三春町役場保健福祉課 田村郡三春町字大町1番地2 0247-62-3166
-----	---------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送等で通知する。 (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供 を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。	事後	
令和3年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月21日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける個人を認識するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1 項別表第一の第10項並びに内閣府・総務省令 第10条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法)第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成二 十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第 10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年6月21日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法 第19条7号、別表第二の16の2、17、18、19項並 びに内閣府・総務省令第13条 ※別表第二の第17項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報提供の根拠): なし(情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない)	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第17、18、1 9 項、別表第二の第16の2 項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省 令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条 ※別表第二の第17項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報提供の根拠): なし(情 報提供ネットワークシステムによる情報提供は 行わない) ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2 16 の3 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和3年6月21日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	三春町役場保健福祉課 田村郡三春町字南町 26番地1 0247-62-5110	三春町役場保健福祉課 田村郡三春町字大町 1番地2 0247-62-3166	事後	
令和3年6月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送等で通知する。 (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供 を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送等で通知する。 (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の 徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として 中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供 を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書	事後	